

熱中症対策が強化されました！



令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。【労働安全衛生規則612条の2】

対象となる作業



WBGTが28度以上又は気温が31度以上の環境下で、継続1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

★ 改正内容 ★

【体制整備】

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止するため、熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと。

【手順の作成】

熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと。

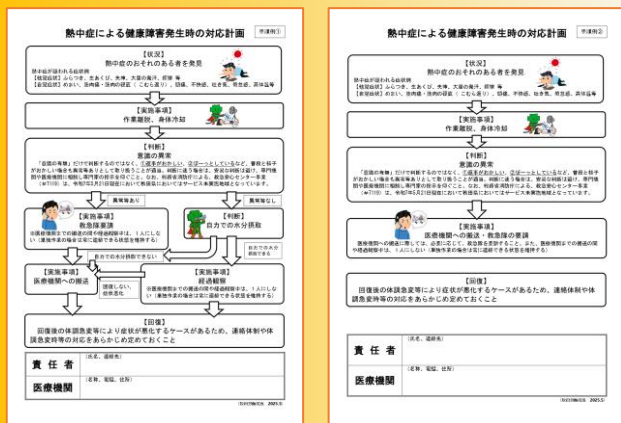


【関係者への周知】

当該体制や手順等について作業員へ周知すること。周知の方法には、例として、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがある。



手順書の作成例



改正内容に示している、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順の作成例を秋田労働局HPからダウンロードできます。作成に当たり参考にして下さい。
URL： https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_02520.html



クールワークステッカー(秋田労働局版)



秋田労働局では、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の周知及び取組意識の向上に活用するため『Cool work AKITA』のロゴマークを作成しました。ロゴマークを活用し、職場内の熱中症予防を呼び掛けましょう。データは以下のURLからダウンロードできます。
URL： <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/content/contents/002256434.jpg>



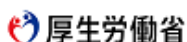
クールワークキャンペーン



厚生労働省が主唱する令和7年クールワークキャンペーンや令和7年6月1日から施行となる熱中症対策に係る労働安全衛生規則改正用リーフなど、熱中症に関係する資料や情報が得られる、職場における熱中症対策ポータルサイトをご活用下さい。
URL： <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



※リーフレット内の内容に関するお問い合わせは、秋田労働局 労働基準部 健康安全課 (Tel：018-862-6683) までお問い合わせ下さい



秋田労働局・各労働基準監督署

(2025.5)